

# 委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

## （受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

## （ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

(2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

(3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

#### **（Web会議【発注者指定型】）**

**第7条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### **（Web検査【発注者指定型】）**

**第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### **（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）**

**第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

#### **（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）**

**第10条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

#### **（本業務の特記仕様事項）**

**第11条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

## 特記仕様書

### (適用)

第1条 本仕様書は、「R6吉土 飯尾川 石・高原～浦庄 河川工作物概略検討業務」（以下、「本業務」とする。）に適用する。

### (目的)

第2条 名西郡石井町高原、浦庄における「麻名用水取水堰」は、飯尾川を横断する形状で設けられており、かんがい期においては、堰板を設置することにより流水のせき止めを行い、農業用水として取水している。

現況の堰幅は約6.3mと非常に狭いため、出水時において洪水の流下に支障をきたしており、河川改修を進めるためには、現状の堰を撤去し、機能回復のための代替え施設を計画する必要がある。

当業務は、麻名用水取水堰の代替施設（下流掛樋、町道を含む）について、概略設計を行うものである。

### (設計条件)

第3条 本業務の設計条件は以下のとおりとする。

#### 計画施設諸元

- ・麻名用水取水堰  
設置目的：左岸側における農業用水の取水  
堰形式：引上堰または起伏堰（転倒堰）
- ・掛樋  
設置目的：取水された農業用水の配水  
掛樋形式：サイフォン式または昇降式水路橋

### (業務内容)

第4条 本業務の内容は以下のとおりとする。

本業務は、本仕様書の外、徳島県設計業務共通仕様書（令和6年4月1日）並びに徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和6年4月1日）に準じて実施する。

#### 1. 堰概略設計

##### 1) 設計計画

河川計画の資料を整理し、暫々定計画、暫定計画、基本計画の各断面を考慮し、計画する。

##### 2) 位置、型式の選定

現況の用水系統、取水量、漏水量、維持流量等を整理し、考えられる計画位置の選定、堰高、堰幅、操作方法等について検討する。

##### 3) 水理計算

###### 3-1) 河川水位の検討

現況及び堰改築後の概略水理計算を行う。

###### 3-2) 取水工の設計

取り入れ口の水理計算を行う。また、ゲート型式を選定し、標準図を作成する。

##### 4) 施工計画

施工方法について、仮締切、重機・資材等の搬入路、借地計画、工期等概略検討する。

##### 5) 概算工事費積算

主要な数量及び事例等による単価で概算工事費を算定する。

6) 照査

照査計画に基づき、設計成果の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

7) 点検取りまとめ

各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書を作成する。

2. 現況掛樋代替施設概略設計

1) 設計計画

河川計画の資料を整理し、暫々定計画、暫定計画、基本計画の各断面を考慮し、計画する。

2) 型式、規模及び構造の検討

内部断面形状の検討及び構造型式を検討する。

3) 構造検討

構造一般図、構造図等を作成する。

4) 施工計画

施工方法を検討し、仮締切、重機・資材等の搬入路、借地計画について概略検討する。

5) 概算工事費積算

主要な数量及び事例等による単価で概算工事費を算定する。

6) 照査

照査計画に基づき、設計成果の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

7) 点検取りまとめ

各種計算、図面の点検、概算工事費の点検取りまとめ及び報告書を作成する。

(関係機関打合せ資料)

第5条 関係機関への説明にあたり、分かりやすい資料を作成する。

加えて、これまでの飯尾川の河川改修の経緯がわかるパンフレットを更新する。